

社援総発0220第2号

平成30年2月20日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局総務課長
(公 印 省 略)

「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」の一部改正について

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」（平成13年7月23日社援総発第5号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）により、運用上の留意事項が定められているところですが、本通知を別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することといたしましたので通知します。

【新旧対照表】「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」
 (平成13年7月23日社援総発第5号)

下線部分は改正部分

改 正 後	現 行
<p align="right">社 援 総 発 第 5 号 平成13年7月23日 (最終改正：平成30年2月20日)</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生部(局)長 殿 中核市</p> <p align="right">厚生労働省社会・援護局総務課長</p> <p>社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について</p> <p>標記については、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知(以下「局長通知」という。)によりお示したところがありますが、なお運用上の留意事項として下記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指導方よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、当該通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」(昭和49年10月31日社庶第181号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知)を廃止することを併せて申し添えます。</p> <p align="center">記</p>	<p align="right">社 援 総 発 第 5 号 平成13年7月23日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生部(局)長 殿 中核市</p> <p align="right">厚生労働省社会・援護局総務課長</p> <p>社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について</p> <p>標記については、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知(以下「局長通知」という。)によりお示したところがありますが、なお運用上の留意事項として下記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指導方よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、<u>当該通知については、9を除いて地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、当該通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」(昭和49年10月31日社庶第181号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知)を廃止することを併せて申し添えます。</u></p> <p align="center">記</p>

局長通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

- 1～8 (略)
 9 第三の1について
 報告は、毎年定める様式及び期限等により行うこと。

(削除)

局長通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

- 1～8 (略)
 9 第三の1について
 報告は、別記様式により毎年5月末日までに社会・援護局総務課長あて行うこと。

別記様式

(様式)

無 料 又 は 低 額 診 療 事 業 総 括 表

都道府県市名：

平成〇〇年度

医療施設名	取扱患者 総数(A)	無 料 低 額 診 療 患 者 数			B/A × 100	(3) M S W	(4) 障 害 等 相 談 等	(5) 特 殊 疾 患 患 者 入 院	(6) 介 護 体 制	(7) 福 祉 施 設 の 設 置 等	(8) 夜 間 休 日 診 療	(9) 診 療 延 床 日 数	(10) 施 設 職 員 研 修	ベッド数
		生 保 患 者	減 免 患 者	計 (B)										
	人	人	人	人	%	人	月〇回	%	〇床に 1人	設 置 電 通 携	夜 間 (週〇回) 休 日 (月〇回)	年〇回 (〇日間)	年〇回 (〇日間)	床

- (注) 1. (3) から (10) までは、それぞれ局長通知第一の3から10までの各項目をいうものであること。
 2. 医療施設名には、社会福祉法人、財団法人等の設置主体別を付記すること。
 3. (5) から (10) の各項目については、該当する項目についてのみ記載すること。